

「南さつま市スポーツ観光推進協議会」 合宿等誘致促進奨励金について

スポーツ大会や合宿に伴い、南さつま市に宿泊される団体様にご活用いただける奨励金制度がございます。ぜひご利用ください。

■ 奨励金の支払い要件

- **1団体5名以上**（団体の指導者の人数を含む）の**運動系の団体**（プロ・実業団・部・サークル 等）であること
 - ※ 文化系の団体は奨励金支払いの対象外となります。
- **南さつま市内の施設に宿泊すること**
 - ※ 宿泊料を要しない施設や集会施設・キャンプ場のテント・コテージなどに宿泊する場合は奨励金支払いの対象となりません。
- 1回の合宿等における宿泊日数が**連続 2日間以上**で、かつ、**延べ宿泊数が10泊以上**であること
 - ※ 延べ宿泊数・・・宿泊数の合計
【例】10人が2泊した場合
 $10人 \times 2泊 = 20泊$

■ 奨励金の額

- **1人1泊1,000円**
 - ※ 1回の合宿等につき20万円を限度とします。
 - ※ 市が設置した「かせだ交流センターさんぱる」に宿泊する場合は1人当たり一律1泊500円とします。

■ 奨励金の申請手続き

- 合宿終了後は、**30日以内**に
 - ・第1号様式『合宿等誘致促進奨励金交付申請書兼請求書』
 - ・第2号様式『宿泊者数証明書』（宿泊した施設に発行してもらう）
 - ・第3号様式『奨励金口座振込申出書』を協議会事務局に提出してください。

※期限以降に提出された申請書類は、原則受付出来ません。

なお、交通費に係る奨励金を申請する場合には、内容に応じて下記をご提出ください。

①バス、レンタカーの車両借上げやタクシーを利用した場合

⇒借上料金や運賃に係る領収書のコピー

②各団体で所有する車両（バス等）や団体の構成員等が所有する車両を使用した場合

⇒所有する車両の車検証のコピー

※**車検証の記載から奨励金を申請する団体であることが確認できない場合には、併せて『合宿等に使用した車両の車検証に関する証明書』を提出してください。**

◎初めて奨励金を申請する場合など、要件に該当するか不明な場合は、あらかじめ協議会事務局（TEL：0993-76-1608）へお問合せください。